

生活衛生関係営業者 消費者・利用者の皆様へ!!

生活衛生営業指導センターとは・・・

- 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下「生衛法」という。)」に基づき設立された公益法人です。
- 生活衛生関係営業の経営の健全化と衛生水準の維持向上を図り、併せて消費者・利用者の利益を守ることを目的とした各種の事業を行っています。

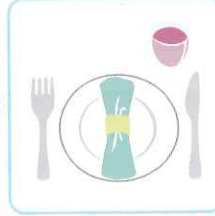
生活衛生関係営業とは・・・

- 生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)は、私たちの日常生活に不可欠なサービスや商品を提供しており、「公衆衛生の向上」と「国民生活の安定」に寄与するという重要な役割があります。
- 生衛法の適用を受ける業種は、飲食店営業(すし、麺類、中華料理、社交、料理、一般飲食、喫茶)、食肉販売業(食肉、食鳥肉)、氷雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、旅館業(旅館・ホテル、簡易宿泊所)、公衆浴場業、クリーニング業です。

生活衛生同業組合とは・・・

- 生衛業では、生衛法に基づき、業種ごとに生活衛生同業組合が組織されています。組合員の衛生水準の向上と経営の健全化を図ることで、消費者・利用者を守る営業者の自主的な活動団体です。

岐阜県には14の組合があります。



公益財団法人岐阜県 生活衛生営業指導センターについて

生衛法に基づき、岐阜県知事から指定された公益法人で、生衛業の健全化を通じて衛生水準の維持向上を図るとともに、生衛業を利用する消費者の利益を擁護するため活動しています。

《岐阜県生活衛生営業指導センターの主な事業》

1 生活衛生営業の相談指導

- ◇生衛業者の皆様方の経営上必要な衛生・融資・税務・労務等の相談を行っています。
 - ・相談は来所・電話・文書いずれでも応じます。
 - ・相談は無料で、個人の秘密を厳守します。
- ◇地域に密着した相談指導窓口として、定期的に「地区移動相談室」や「税務相談室」を開設し、相談に応じています。
- ◇地域の相談窓口として、県知事委嘱の約70名の経営特別相談員がいます。

2 融資のお世話

- ◇お店の新設、増改築、設備更新等で必要な設備資金や運転資金の借入相談を行っています。
- ◇長期返済、低利な日本政策金融公庫への融資申込手続き、書類作成の指導を行っています。



3 標準営業約款（Sマーク）の登録

- ◇飲食業、理容・美容業、クリーニング店の利用者に、お店選びの際の安全・安心の目印になる厚生労働大臣認可の「Sマーク」の登録を勧めています。

Sマークとは

- ◎ **S afety (安全)** …… 適切な対応
- ◎ **S tandard (安心)** …… 確かな技術
- ◎ **S anitation (清潔)** …… 美しく清潔に



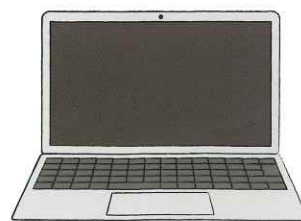
厚生労働大臣認可

4 情報の提供

- ◇広報誌「ぎふセンターだより」の発行やホームページで、国・県・全国生活衛生営業指導センターからの最新情報の収集・提供を行っています。

ホームページアドレス

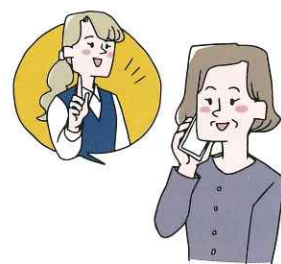
<https://www.seiei.or.jp/gifu/>



5 消費者の相談と啓発（消費者コールセンター）

◇お店やサービスに対する苦情相談を受ける「消費者コールセンター」を設置し、消費者への適切な相談体制を取っています。

- 消費者に相談内容に応じて適切な相談・連絡窓口を紹介します。
- 違法性が疑われる事案については、適切な行政窓口がどこであるのか情報提供を行います。
- 県民相談センターと連絡・連携をとり相談解決を図っています。



6 研修・講習会の開催

◇経営・税務・融資等の各種研修・講習会を県や生衛組合の協力を得て開催しています。

また、法律で定められたクリーニング師等の研修・講習を行っています。

- 経営特別相談員の資質の向上を図るための研修を行っています。
- 専門の講師による経営一般に関する研修・セミナー等を随時開催しています。



7 各種調査の実施

◇生衛業界の状況・動向を把握するため、生衛業の景気動向や経営状況等の調査を実施し、その結果概要を提供しています。

- 景気動向調査（年4回実施）
当期の業況、雇用の動向、設備投資計画、仕入価格等の調査
- 経営状況調査（年4回実施）
営業形態、収益、経費、経営上の問題点等の調査



8 後継者育成の支援

◇若年者を中心とした生衛業に対する職業観の向上・就業促進を図るため、インターンシップ事業(*)を行っています。

*希望する学校等に出向いて、生衛業の「職業体験」学習を行っています。

*この事業に係る経費の負担はありません。



生活衛生同業組合について

— 生活衛生同業組合は、生衛業者皆さんの組合です —

生活衛生同業組合は生衛法に基づき岐阜県知事から設立認可を受け、厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として認められています。

- 各生活衛生同業組合では、同業者の力を結集し、自主的活動による生衛業の振興及び衛生水準の維持向上を図っています。
- 生活衛生同業組合は、私たちの生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る活動をしています。
- 生活衛生同業組合は、業界や地域の発展を第一に活動しています。
- 生衛業を利用する消費者のニーズに対応できるように経営ノウハウ、技術を取得するための各種研修会、講習会を開催しています。

岐阜県内には、次の14業種の組合があります。



1 美容業



2 理容



3 公衆浴場業



4 映画



5 クリーニング業



6 旅館ホテル



7 中華飲食業



8 喫茶飲食



9 飲食



10 料理



11 社交飲食業



12 食肉



13 鮓商



14 食鳥肉販売業



《生活衛生同業組合加入のメリット》

1 日本政策金融公庫の融資が有利な条件（低金利等）で利用できます。

◇融資限度額が大きい、返済期間が長い、金利が低い等、組合未加入者の場合より有利な条件で「振興事業貸付」を利用することができます。一定の条件を満たせば、無担保・無保証人かつ低利の「生活衛生改善貸付」の融資を受けることができます。

2 各種保険、共済制度に加入できます。

◇組合によって異なりますが、賠償責任保険や組合員、従業員のための共済保険等に団体一括加入することにより安い掛金で大きな補償が得られます。

3 機器、設備、備品、食材、飲料等を「特約指定商社」から低廉価格で上質なサービスを受けることができます。

4 カラオケなど音楽著作権使用料が割引になります。

5 研修会、講習会等に参加できます。

◇経営改善に必要な講習会、研修会で、広く知識・技術を修得することができます。

6 経営に役立つ行政や業界の最新情報を知ることができます。

◇指導センターや各組合が発行する機関紙等によって、行政からの様々な情報（食中毒、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、レジオネラ症等）その時々で営業上重要な情報を逸早く知ることができます。

7 組合員の要望を国、県に要請することができます。

◇制度の改善等、組合を通じて国、県に要請することができます。

8 各種の表彰制度があります。

◇各組合では、独自に表彰を行うほか、連合会、中央会、知事、厚生労働大臣の表彰等の推薦を行っています。

- ・生活衛生同業組合への加入は、お店の繁栄を図るために、いろいろな面でお役に立ちます。
- ・生活衛生同業組合は、安全・安心で豊かな国民生活の実現を目指しています。生衛業者お一人おひとりの加入があなたの地域を支えることにもなります。

岐阜県生活衛生営業指導センターは、組合加入をおすすめしています。

1 岐阜県美容業生活衛生同業組合

〒500-8305 岐阜市沖ノ橋町 3-3 岐阜県美容会館
TEL 058-254-0861 FAX 058-254-1377
URL <http://ba-gifu.com/>



生衛法に基づき岐阜県知事の認可を受け、昭和32年に設立された法人組合（非営利団体）です。

美容師資格は、必要な衛生措置を講じた上で業を行う専門性の高い業務独占資格であり、業界のためばかりでなく、お客様に安全で確かなサービスを提供するためにも守らなければならない制度として、美容師が、経営者が、自らを守り、ゆとりある環境でより躍進するために、組合は日々努力しています。

組合事業のあらまし

◎より質の高いサービスと確かな技術をお客様に提供

■美容競技選手権大会の開催

ヘア・スタイル、カット＆ブローや花嫁化粧着付け等の美容技術向上のため、毎年県大会を開催し、上位入賞者は全日本美容技術選手権大会への出場資格が得られます。

■全日本美容講師会創作トップマスタース・モード発表講習会の開催

年1回発表されるトップマスタース・モードの展示講習会を県内で開催し、技術の向上普及に努めています。

■着付け技能検定制度の取り組み

全日本美容業生活衛生同業組合連合会（全美連）が実施する厚生労働大臣認定の権威ある着付試験「社内検定（初級・中級・上級の3段階）」制度への積極的な取り組みと受験者の募集等を実施しています。

■衛生管理の徹底

保健所の協力のもと、支部及び地区において衛生管理講習を開催します。

◎定期的な業界動向の最新情報提供

■年4回発行の組合機関紙「ビューティーぎふ」を組合員にお届けし、業界動向をすばやく発信しています。

◎組合福祉共済事業の展開

■組合員、従業員、組合員と生計を一にする家族を対象に「手頃な掛金、大きな補償」をキャッチフレーズに、災害・疾病による死亡及び不慮の事故による障害・入院を保障する総合福祉共済事業を展開しています。また、他には見られない独自の充実した特別給付金制度（慶弔の際の特別給付）があります。

◎美容所賠償制度

■この制度は連合会ならではの安い掛金で加入できます。美容所の不注意（過失）や、施設の欠陥による事故が原因で、第三者にケガをさせたり物を壊したりしたことによって、美容所が法律上の損害賠償責任を負担される場合に補償金をお支払いする保障制度です。



2 岐阜県理容生活衛生同業組合

〒500-8171 岐阜市高森町 1-17 岐阜県理容会館
TEL 058-264-2595 FAX 058-263-5360
URL <http://www.gifu-riyo.sakura.ne.jp/>



理容業が快適・優美産業として、未来ある理容業を目指し、“やる気・勇気・元気”をスローガンに掲げて歩んでいます。

生衛法に基づき、岐阜県知事の認可を受け、昭和32年に設立された法人組合（非営利団体）で、理容業の衛生水準の維持向上を図り、業界の発展と組合員店の繁栄に貢献するための事業を推進し、「理容産業21世紀ビジョン」のテーマである「快適・優美産業」を目指しています。

組合事業のあらまし

◎より質の高いサービスと確かな技術をお客様に提供

■技術講習会、衛生講習会の開催

技術の向上及び経営、衛生思想の向上を図るため、支部及び地区において開催しています。

■理容競技大会の開催

理容技術の向上を図るため、毎年県大会を開催し、上位入賞者を東海北陸理容競技大会・全国競技大会へ派遣しています。

■ニューヘア講習会

全国理容生活衛生同業組合連合会（以下「全理連」という。）が毎年発表するニューヘアの講習会や営業支援セミナーを開催しています。

■出張理容

県理容師法施行条例に基づく「出張理容届出済証」の交付を組合員が受け、福祉施設や在宅における有料出張サービスに取り組んでいます。

◎共済事業

■組合では、お客様への不慮の事故に備えた対人・対物補償の賠償保障制度では、掛金の一部を負担しています。

◎定期的な業界動向の最新情報提供

■全理連機関紙を毎月、年2回発行の組合機関紙「理容ぎふ」を組合員にお届けし、業界動向をすばやく発信しています。

◎ボランティア活動

■各種犯罪から緊急時に駆け込める場所として「理容こども110番の店」の実施や各種ボランティア活動に協力しています。

◎無料の経営相談・税務相談が受けられます。

■岐阜県生活衛生営業指導センターが行う衛生、経営、融資、税務等の相談を無料で利用できます。



3 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合

〒500-8314 岐阜市鍵屋町 1-75 岐浴会館
TEL 058-252-1457 FAX 058-252-1457
URL <http://1010gifu.com>



岐阜のお風呂屋さん

岐阜のお風呂屋さん・岐阜県公衆浴場生活衛生同業組合は、生衛法に基づき、昭和32年に岐阜県知事の認可を受け、設立された法人組合（非営利団体）です。

組合では、衛生水準の維持向上を図り、衛生施設の改善など自主的な活動を推進するとともに、組合員の経営安定をもたらすための措置を講じ、公衆衛生の向上と増進を目的として活動しています。

組合事業のあらまし

◎親子ふれあい入浴（毎年夏の2ヶ月程度開催）

■岐阜県の助成を受けて幼稚園・保育園の子供たち3万名に「親子ふれあい入浴チケット」を配布し、両親や祖父母など大人1名と園児1名が無料で入浴体験できます。子供の成長過程で、家庭ではない入浴マナーを学ぶとともに、大きなお風呂の爽快感を体験していただきます。

◎GOTO セント・ぎふ銭湯めぐり

■岐阜のお風呂屋さんでは、ぎふ銭湯めぐりと題して、スタンプラリーを開催しています。岐阜県内の銭湯をめぐっていただき、オリジナルなマスクや銭湯ののれんで作成したGOODSをプレゼントしています。是非いろんなお風呂屋さんを回ってください。

◎ゆず湯・レモン風呂・薬湯などの入浴

■岐阜のお風呂屋さんでは、毎年冬至に合わせて、ゆず湯を開催しています。旬の植物を湯舟に浮かべることで、そのパワーを全身で享受しながら、季節の変化を楽しむ日本に古くから伝わる入浴文化で、ゆず以外にもレモン風呂や薬湯、お茶風呂等、それぞれの銭湯が工夫をこらして開催しています。そのほか、電気風呂や気泡の出るお風呂、サウナ等もご利用できます。（詳細はホームページ参照）

◎岐阜のおふろ屋さんでは、いろんな割引があります

■公衆浴場は、知事認可の入浴料金により大人・中人（小学生）・小人（6歳未満）の料金が決定されています。しかしながら、地域や個々の銭湯によって、高齢者の割引をはじめ、中学生や、ぎふっこカードの利用者、こどもの日や学生の日を設定しての割引など、料金にも工夫を凝らしています。

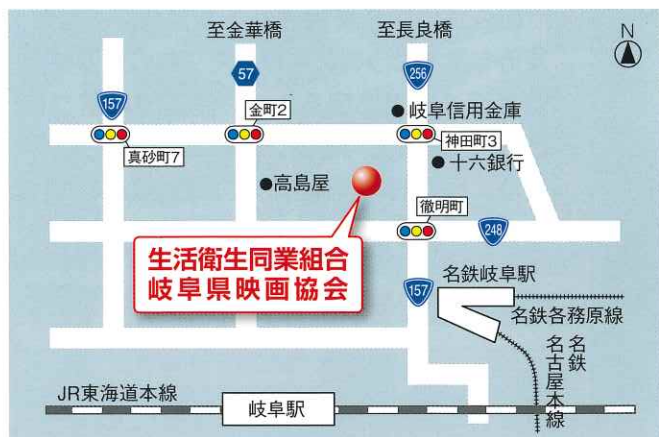
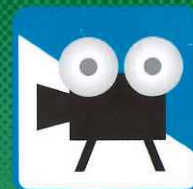
◎岐阜のおふろ屋さんでは感染防止対策に努めています

■全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに準じて対策を行っています。三密を回避し、施設内各所の感染対策、従業員の感染管理を徹底し、利用者の皆さんの安全を確保しながら、安心安全な質の高いお湯を提供しています。



4 生活衛生同業組合岐阜県映画協会

〒500-8876 岐阜市日ノ出町 1-20 ロイヤル劇場ビル 4F
TEL 058-264-0161 FAX 058-266-5048



レジャー・娯楽と情報産業の担い手として、劇場で映画を家族や友人と一緒に鑑賞する楽しさと豊かさでゆとりある生活の推進を目指しています。

生衛法に基づき岐阜県知事の認可を受け、昭和33年に設立された法人組合（非営利団体）です。

県映画協会加盟の映画館（55スクリーン）では、各種の割引料金でお楽しみいただけます。

組合事業のあらまし

◎映画協会加盟の映画館では、各種の割引料金でご覧になれます。（例 シネックスマーズ）

■【夫婦50割引】

どちらかが50歳以上のご夫婦で、同一日時と同じ映画なら、ご夫婦で料金2,400円

■【シニア割引】

60歳以上の方はいつでも、料金1,200円

■【ファーストデー割引】

毎月1日は、料金1,200円

■【レイトショー割引】

毎日20時以降は、料金1,300円（特別興行を除く。）

以上は、映画館入場料割引の一例です。

- ・サービスデーは映画館によって異なりますのでお問合せください。
- ・その他の割引についても各映画館にお問合せください。

◎青少年の健全育成のため、次の自主規制を守っています。

■映画の区分指定（次の区分表示のある映画は、入場者を規制しています。）

- G どなたでもご覧になれます。
- PG-12 小学生には、助言・指導が必要です。
- R-15 15歳以上が、ご覧になれます。
- R-18 18歳以上が、ご覧になれます。

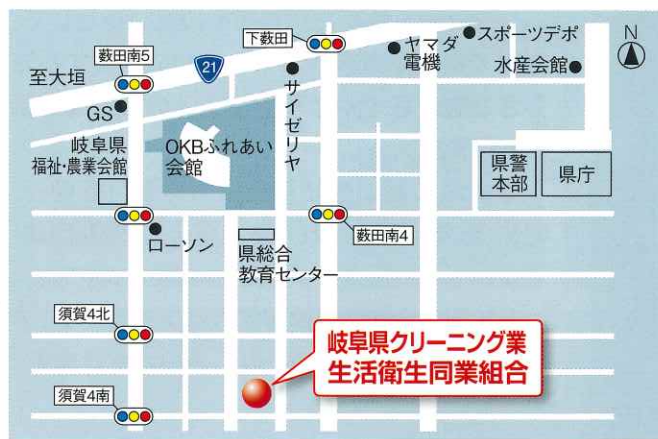
■上映時間による入場者制限

- ・日没以降は、小中学生のみでのご入場はご遠慮ください。
- ・21時以降は、18歳未満の方のご入場はご遠慮ください。（保護者同伴の場合は除きます。）



5 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合

〒500-8289 岐阜市須賀 4-8-4 岐阜県クリーニング会館
 TEL 058-273-7727 FAX 058-273-7727
 URL <https://www.cleaning-gifu.com/>



組合加盟店を利用されるお客様に、信頼・安心を得るように、熟練したプロの洗濯技術、衛生面の向上を図るため、生衛法に基づき、岐阜県知事の認可を受け昭和33年に設立された法人組合(非営利団体)で、設立以来、さまざまな活動をしています。

組合事業のあらまし

◎より質の高いサービスと確かな技術をお客様に提供

■衣類のシミ抜き実践技術講習会

「シミ」は、付いたら落とすことが重要です。日数が経つと空気中の酸素、紫外線、気温等により酸化され少しずつ繊維と染料を変化させ繊維の内部に浸透し取れにくくなります。講習で培った確かな技術をお客様に提供しています。

■ウェットクリーニングの技術向上講習会

衣類の素材には多種類の合成繊維が豊富に使用されています。それに対応した確かな洗濯技術をお客様に提供しています。

■法律で定められた研修の受講

3年ごとに法で定められた知事指定研修を受講し、最新情報、正しい知識を習得し、確かな技術でサービスを提供しています。

◎万が一、クリーニングトラブルが発生した場合の対応

■組合加盟店では、「クリーニング事故賠償基準」に基づいた対応でスムーズに処理にあたります。

■事故品については、組合を通じて「クリーニング総合研究所」による事故鑑定を廉価で受けることができます。

■賠償責任保険加入の組合員は、お客様から預かる洗濯物を損壊(滅失・き損・汚損)し、又は、盗取若しくは欺取、紛失・誤配したときは、その損害をてん補します。

◎厚生労働大臣認可の「S マーク」登録店

■厚生労働大臣認可の「S マーク」登録店は、確かな技術の信頼のお店です。ご利用ください。



6 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合

〒500-8302 岐阜市本郷町 2-17-4 ダイナビル3階西
TEL 058-216-2091・2092 FAX 058-216-2093
URL <https://www.gifunoyado.gr.jp/>



お客様に安全で安心してお泊りいただけるよう組合員一丸となって努め、観光立県岐阜の基盤を担っています。

組合は、生衛法に基づき、岐阜県知事の認可を受け、昭和33年に設立された法人組合（非営利団体）です。今後も組合員とともに自主的活動を促進し、さらに、国、県、市町村に働きかけ、関係団体と協力して業界の諸課題に積極的に取り組み、観光産業を振興し、旅館・ホテル業の発展繁栄を図るための事業を展開しています。

組合事業のあらまし

情報交換、研修会、講習会、振興事業資金や他の融資斡旋等、組合員個々の需要に応じるとともに、賠償責任保険等、各種共済・保険制度の取扱等有利な制度を提供しています。

◎「NHK 放送受信料」の割引

■組合員は、「NHK 放送受信料」の有利な割引があります。

◎融資が有利な条件で

■日本政策金融公庫の設備資金、運転資金の融資が低金利で利用できます。

◎「指定商社との取引」「共済・保険」「音楽著作権使用料」が有利な条件で

■賠償責任保険をはじめ各種保険の団体割引5%や、日本音楽著作権協会との業務提携による音楽著作権使用料の割引軽減があります。

◎ITを活用した HACCP 導入事業

■組合では、IT アプリを活用して HACCP による衛生管理の合理化を推進しています。

◎各種制度の推進

■高齢者、障がい者の方が安心して宿泊できる「シルバースター登録制度」を推進しています。その他高速道路通行割引制度（ETC）、カード決済サービス全旅連 C-REX 制度があります。

◎無料の経営相談・税務相談

■岐阜県生活衛生営業指導センターの衛生、経営、融資、税務等の相談業務を無料で利用できます。

◎全国大会（全旅連）への参加

■交流を深め、全国の情報を共有し、業界が抱える諸課題の探求と業界活性化、地域社会の向上発展に努めています。

◎表彰制度

■県知事、厚生労働大臣表彰等の顕彰制度があります。



7 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合

〒500-8113 岐阜市金園町 4-20
 TEL 058-214-7664 FAX 058-240-5792
 URL <http://www.gifukenchuka.jp/>



組合は、生衛法に基づき、岐阜県知事の認可を受け、昭和41年に設立された法人組合（非営利団体）です。

組合加盟店では、食材の安全性の確保に全力を注ぎ、原産地表示の励行、原材料の精選を行い、お客様が安全、安心して利用していただけるよう心がけ、地域社会からは、町中華と呼ばれ、親しまれる中華料理を提供しています。

また、組合員相互協力と支援により業界の発展、活性化を図るための事業を展開しています。

組合事業のあらまし

◎中華の日

- 全国の中華料理組合店では、毎月15日を「中華の日」、毎月16日を「ラーメンの日」と定め、お客様へのサービスを展開しています。

◎「食中毒賠償共済制度」への加入

- ノロウイルス等で万が一の食中毒事故が発生した際に、適正に対応する食中毒賠償共済制度（店舗の営業停止休業補償、施設賠償をセット）に団体契約の安い掛金で加入できます。

◎「岐阜県中華加盟店ガイド」による情報発信

- 無料であなたのお店のホームページを「岐阜県中華加盟店ガイド」に掲載します。
- お店の公式ホームページがない場合は、4,000円で専用アドレスページを作成します。

◎融資制度の案内

- 日本政策金融公庫の設備資金、運転資金の融資が低金利で受けられます。組合にご相談ください。

◎中華飲食店の注目される「未流通物件」の直接相談、賃料相談を行っています。

◎事業経営へのサポート

- 事業経営に当たって、「経営戦略（創業計画・経営診断）」や「自分で解決できず困っている事項」等について、専門家からのアドバイス、相談を受けることができます。



8 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合

〒500-8113 岐阜市金園町 4-20
TEL 058-247-2815 FAX 058-247-2815
URL <http://www.gifukenkissa.jp/>



組合は生衛法に基づき、岐阜県知事の認可を受け、昭和42年に設立された法人組合（非営利団体）です。

組合では、超高齢化社会を迎えるに当たって、「福祉にやさしい喫茶店づくり」を進めています。喫茶店がコミュニティスペースの中心となって、家族、介護施設等の福祉施設と連携した「地域支援体制づくり」を行うものです。組合としては、地域のソーシャルキャピタルとしての役割を果たすべく事業展開をしています。

組合事業のあらまし

◎「岐阜県喫茶店ガイド」による情報発信

- 無料であなたのお店のホームページを「岐阜県喫茶店ガイド」に掲載します。
- お店の公式ホームページがない場合は、4,000円で専用アドレスページを作成します。

◎融資制度の案内

- 日本政策金融公庫の設備資金、運転資金の融資が低金利で受けられます。組合にご相談ください。

◎カラオケ

- 県組合と日本音楽著作権協会（JASRAC）との業務提携で組合員は20%の割引が受けられます。
- 「カラオケ喫茶店」に関する最新情報新聞を毎月発刊しています。

◎喫茶飲食店の「未流通物件」に注目

- 居抜き店舗の直接紹介や賃料相談を行っています。

◎「食中毒賠償共済制度」への加入

- ノロウイルス等で万が一の食中毒事故が発生した際に、適正に対応する食中毒賠償共済制度（店舗の営業停止休業補償、施設賠償をセット）に団体契約の安い掛金で加入できます。

◎事業経営へのサポート

- 事業経営に当たって、「経営戦略（創業計画・経営診断）」や「自分で解決できず困っている事項」等について、専門家からのアドバイス、相談を受けることができます。



9 岐阜県飲食生活衛生同業組合

〒500-8113 岐阜市金園町 4-20
TEL 058-240-5619 FAX 058-240-5792
URL <http://www.gifukeninsyoku.jp/>



組合は生衛法に基づき、岐阜県知事の認可を受け、昭和43年に設立された法人組合（非営利団体）です。

厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として、公式に認められています。

組合では、国や県、業界の最新情報が入手できる体制を整えるとともに営業者を支援するための各種事業を展開しています。

組合事業のあらまし

◎「岐阜県グルメ飲食店ガイド」による情報発信

- 無料であなたのお店のホームページを「岐阜県グルメ飲食店ガイド」に掲載します。
- お店の公式ホームページがない場合は、4,000円で専用アドレスページを作成します。

◎ Google ストリートビューの活用

- スマホ携帯から Google の検索サービスを活用して店舗情報を発信しています。

◎飲食テナント「未流通物件」の直接相談や賃料相談を行っています。

◎融資制度の案内

- 日本政策金融公庫の設備資金、運転資金の融資が低金利で受けられます。組合にご相談ください。

◎カラオケ使用料割引制度

- 県組合と日本音楽著作権協会（JASRAC）との業務提携で組合員は20%の割引が受けられます。

◎「食中毒賠償共済制度」への加入

- ノロウイルス等で万が一の食中毒事故が発生した際に、適正に対応する食中毒賠償共済制度（店舗の営業停止休業補償、施設賠償をセット）に団体契約の安い掛金で加入できます。

◎事業経営へのサポート

- 事業経営に当たって、「経営戦略（創業計画・経営診断）」や「自分で解決できず困っている事項」等について、専門家からのアドバイス、相談を受けることができます。

◎最新情報の提供

- 下記の LINE 又は Facebook で最新の情報が入手できます。



QRコードで友だち追加
登録完了後 お名前を連絡すると



LINE公開グループ

【岐阜県飲食組合 役立つ情報・入手・提供窓口】

Facebook 公開グループ

サイト名

岐阜県飲食組合 役立つ情報窓口



10 岐阜県料理生活衛生同業組合

〒500-8302 岐阜市本郷町 2-17-4 ダイナビル3階西
TEL 058-216-2091・2092 FAX 058-216-2093
URL <https://www.gifu-ryouri.com/>



組合加盟店の料亭・料理店では、「技」と「心」を活かした日本料理を通じて日本の良き「おもてなしの文化」をお客様に伝え、料理の良さ・魅力を理解していただけるよう努めています。

組合は生衛法に基づき、岐阜県知事の認可を受け、昭和43年に設立された法人組合（非営利団体）で、歴史と伝統に培われた料亭・料理店が加入しており、「伝統」を守りつつ四季の素材、地元岐阜の素材の新鮮な食材を活かしたお料理と器、庭、建築等の食空間や食文化で心落ち着くひとときを提供しています。

組合事業のあらまし

◎「グルメガイドぎふ」

- 「グルメガイドぎふ」を発行しています。安全・安心な岐阜の味を紹介し、お客様のニーズにあったお店を選べます。組合加盟店では外国産・国産を問わず、食材の安全性の確保に全力を注ぎ、原産地表示の励行、原材料の精選を行っています。

◎融資制度の案内

- 健全な経営安定、衛生施設の維持・改善のための設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫への融資斡旋を行っています。

◎ITを活用した事業実施

■HACCP導入事業

組合では、ITアプリを活用してHACCPによる衛生管理の合理化を推進しています。

■誘客体制の整備

組合では、Googleストリートビューにマイビジネスを組み合わせたシステムを活用し、観光資源と料理店をマッチングすることで誘客に繋がる事業を推進しています。

◎無料の経営相談・税務相談

- 岐阜県生活衛生営業指導センターの衛生、経営、融資、税務等の相談業務を無料で利用できます。

◎全国大会（全料連）への参加

- 交流を深め、全国の情報を共有し、業界が抱える諸課題の探求と業界活性化、地域社会の向上発展に努めています。

◎表彰制度

- 県知事、厚生労働大臣表彰等の顕彰制度があります。



11 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合

〒500-8302 岐阜市本郷町 2-17-4 ダイナビル3階西
 TEL 058-216-2091・2092 FAX 058-216-2093
 URL <https://gifu-shakou.com/>



社交飲食業組合は、スナック、バー、キャバレー、居酒屋等その他これに類する飲食業を営む者で構成し、生衛法に基づき、岐阜県知事の認可を受け、昭和42年に設立された法人組合（非営利団体）です。

組合加盟店はいずれも味自慢の店、新感覚、アットホームなお店、静かなお店、ゴージャスなお店等です。お客様が安心して楽しみくつろぎいただけるよう「明朗会計の明るい店」と「満足いただけるサービス」の提供に努めています。

組合事業のあらまし

◎ホームページで組合員店の紹介

■県社交飲食業組合のホームページで組合員の店舗情報を紹介しています。

◎ITを活用した誘客体制の整備

■組合では、Google ストリートビューにマイビジネスを組み合わせたシステムを活用し、店内状況や明朗会計をPRする等ITを活用して誘客に繋がる事業を推進しています。

◎カラオケ使用料割引制度

■県組合と日本音楽著作権協会（JASRAC）との業務提携で組合員は20%の割引が受けられます。

◎融資が有利な条件で受けられます。

■日本政策金融公庫の設備資金、運転資金の融資が低金利で受けられます。組合にご相談ください。

◎無料の経営相談・税務相談

■岐阜県生活衛生営業指導センターの衛生、経営、融資、税務等の相談業務を無料で利用できます。

◎表彰制度

■県知事、厚生労働大臣表彰等の顕彰制度があります。

◎全国大会（全社連）への参加

■毎年開催される全国大会で、交流を深め、全国の情報共有し、社交飲食業界が抱える諸課題の探求と業界の活性化、地域社会の向上発展に努めています。

◎安心優良店の証ステッカーの配布

■組合員店には右記の「厚生労働省認可団体所属組合の店安心優良店の証ステッカー」を配布しています。



12 岐阜県食肉生活衛生同業組合

〒500-8266 岐阜市境川 5-148
TEL 058-273-6011 FAX 058-274-8248
URL <http://www.gifu-nikuren.com/>



組合加盟店では〈安全・安心〉でおいしいお肉を消費者の皆様にお届けしています。

組合加盟店は、食肉衛生管理を徹底し、食肉の安全と食生活の充実に努め、消費者の皆様に笑顔をお届けします。組合は、生衛法に基づき岐阜県知事の認可を受け、昭和49年に設立された法人組合（非営利法人）です。

食肉の安全性

食肉は法律に基づき、公的機関の獣医師の検査員が、一頭毎に病気や異常がないことを検査し、厳しい検査に合格したものだけが食肉として出荷され、販売されるので食肉の安全性は十分確保されています。

組合事業のあらまし

◎食肉事業協同組合連合会、食肉公正取引協議会等と共催で事業を展開しています。

- 農業フェスティバル等、県内で開催される各種イベントにおける「国産食肉普及を目的に情報提供と試食事業」
- 消費者向けに食肉を上手に活かしていただくための「国産食肉料理セミナー」の開催事業
- 食肉や食肉関連商品の卸売事業

◎全国食肉福祉共済制度

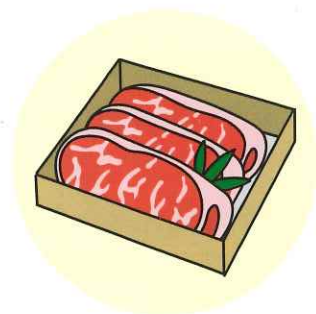
- 組合員による組合員のための安い掛金の保障の厚い団体保険制度事業
- 店舗賠償責任共済
店舗におけるお客様の不慮の事故に備えた身体、財物の保障制度事業

◎定期的な食肉業界の最新情報

◎食肉衛生、適正表示、経営に関する研修会、講習会の開催

◎無料の経営相談・税務相談

- 岐阜県生活衛生営業指導センターの衛生、経営、融資、税務等の相談業務を無料で利用できます。



13 岐阜県鮭商生活衛生同業組合

〒509-7205 恵那市長島町中野 40-1 美濃照寿庵内
TEL 0573-25-1888 FAX 0573-25-1889
URL <http://www.gifukensushi.jp/>



生衛法に基づき、昭和50年に岐阜県知事の認可を受け、設立された法人組合（非営利団体）です。

「すし」は低カロリー、栄養バランスに富み、日本が誇るヘルシー食です。「すし店」がプロの眼を通して吟味した魚介類を、お客様のもとに届けます。お客様に喜んでいただける「すし」を提供するために、「すし店」では安心・安全で高品質な魚介類・食材を厳しくチェックし、毎日の仕入れに力を注いでいます。

組合事業のあらまし

◎全国統一「すし券」事業

■お客様の冠婚葬祭、お中元お歳暮・各種イベント等の贈答品として販売しています。

◎各種イベント事業の展開

■11月1日「全国すしの日」セールイベント

お客様への感謝と新規需要の開拓のため、「全国すしの日」には各店様々イベントや販売促進事業を展開しています。

■節分恵方巻かぶり寿司セールイベントの開催

2月の節分の日には、プロの本格的恵方巻の販売推進を行っています。

■技術コンクール(全国・ブロック)の開催

お客様により一層喜ばれる「すし」の研究に励んでいます。

■オリジナルすしカレンダー(屋号入り)を制作

11月中旬よりお客様にも販売しています。

■各種ポスター(賀正・すしの日・恵方巻・衛生管理・その他)・テキストや小冊子を無料配布

■「岐阜県お寿司屋さんガイド」で組合員店舗を紹介し、お客様に店舗情報を発信しています。

◎ITを活用した誘客体制の整備

■組合では、Google ストリートビューにマイビジネスを組み合わせたシステムを活用し、店内状況をPRする等、ITを活用して誘客に繋がる事業を推進しています。

◎国際基準であるHACCPによる衛生管理に努めています。

◎無料の経営相談・税務相談

■岐阜県生活衛生営業指導センターの衛生、経営、融資、税務等の相談業務を無料で利用できます。

◎全国すし連大会への参加

■交流を深め、全国の情報を共有し、業界が抱える諸課題の探求と業界の活性化、地域社会の向上発展に努めています。



14 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合

〒501-2105 山県市高富 227-4 岐阜アグリフーズ（株）内
TEL 0581-27-3766 FAX 0581-22-1536



組合は、生衛法に基づき、岐阜県知事の認可を受け、昭和54年に設立された法人組合(非営利団体)です。

組合加盟店では肉用鶏(食鳥肉)を主に扱い、小売店頭並びに食鳥肉の安全と食生活の充実に努め、お客様に提供しています。お子様からご年配の方まで美味しく召し上がっていただく鶏肉は、脂肪分が少なく、コレステロール量を減らすナイアシンが豊富に含まれていると言われ、健康的な食生活の提案を行っています。

鶏肉に対して安心感と付加価値とを提案できるよう組合の運営と事業活動に取り組んでいます。

国産鶏肉の安全性

国産鶏肉は、「食鳥検査法」に基づき、公的機関の獣医師の検査員が、一羽毎に病気や異常がないことを検査し、厳しい検査に合格したものだけが食鳥肉として出荷され、販売されるので鶏肉の安全性は十分確保されています。

組合事業のあらまし

◎若どりまつりの開催

- 「揚げておいしい若どりまつり」を小売店の組合員が中心となり、国産鶏肉や地鶏のPR活動を春・夏に展開開催しています。

◎全国大会(全鳥連)への参加

- 交流を深め、全国の情報を共有し、業界が抱える諸課題の探求と業界の活性化、地域社会の向上発展に努めています。

◎無料の経営相談・税務相談

- 岐阜県生活衛生営業指導センターの衛生、経営、融資、税務等の相談業務を無料で利用できます。



公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター 県シンクタンク庁舎3階



交通のご案内

- 「JR 岐阜駅」、「名鉄岐阜駅」から岐阜バスで約20分(OKB ふれあい会館下車2分)
- 「JR 西岐阜駅」から「西ぎふ・くるくるバス」で約12分(OKB ふれあい会館下車2分)
- JR 東海道新幹線・岐阜羽島駅及び名神高速道路・岐阜羽島IC から車で約20分

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3階

TEL (058) 216-3670 FAX (058) 274-8011

URL <https://www.seiei.or.jp/gifu/>



この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。